

聖籠町立学校施設の開放に関する使用料条例をここに公布する。

令和2年3月13日

聖籠町長 西 脇 道 夫

## 聖籠町条例第1号

### 聖籠町立学校施設の開放に関する使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定により学校教育上支障のない範囲内で行う聖籠町立学校の施設（以下「学校施設」という。）の開放に関する使用料について、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ聖籠町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に学校施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第3条 学校施設の使用の許可を受けた者は、当該学校施設の使用の許可を受けた時に、別表に定める使用料を町に納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の減免)

第4条 町長は、規則で定める特別な理由があると認めるときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第5条 すでに納付した使用料は、還付しない。ただし、相当の理由があると認められるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第6条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(聖籠町使用料の徴収に関する条例の廃止)

2 聖籠町使用料の徴収に関する条例(昭和39年聖籠町条例第9号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前になされた申請に係る学校施設の使用料については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

学校施設	1時間当たりの使用料
蓮野小学校体育館	400円
山倉小学校体育館	400円
亀代小学校体育館	400円
聖籠中学校体育館全面	800円
聖籠中学校体育館片面	400円
聖籠中学校武道場	250円